

別表2 非住宅建築物に係る評価料金

【モデル建物法】

(税抜金額、単位:円)

延べ床面積(m <sup>2</sup> )			
	I種	II種	III種
300未満	60,000	40,000	120,000
300 ～ 2000未満	90,000	70,000	170,000
2000 ～ 3000未満	110,000	90,000	190,000
3000 ～ 4000未満	140,000	110,000	210,000
4000 ～ 5000未満	170,000	130,000	240,000
5000 ～ 10000未満	200,000	160,000	280,000
10000 ～ 20000未満	240,000	190,000	330,000
20000 ～ 50000未満	300,000	220,000	380,000
50000 ～ 100000未満	370,000	280,000	470,000
100000 ～ 200000未満	450,000	360,000	610,000
200000 ～	570,000	450,000	850,000

【標準入力法(主要室入力法を含む)】

(税抜金額、単位:円)

延べ床面積(m <sup>2</sup> )			
	I種	II種	III種
300未満	120,000	90,000	170,000
300 ～ 2000未満	170,000	150,000	280,000
2000 ～ 3000未満	200,000	190,000	330,000
3000 ～ 4000未満	240,000	210,000	380,000
4000 ～ 5000未満	280,000	240,000	420,000
5000 ～ 10000未満	330,000	280,000	490,000
10000 ～ 20000未満	380,000	330,000	570,000
20000 ～ 50000未満	450,000	380,000	660,000
50000 ～ 100000未満	570,000	470,000	800,000
100000 ～ 200000未満	710,000	610,000	1,040,000
200000 ～	900,000	760,000	1,370,000

〈別表2注意事項〉

- ※1 I種、II種、III種の用途分類の適用については別表4による。
- ※2 表の延べ面積の算定については、次の通りに適用する。
  - ・建築基準法の規定により算定する延べ面積であることを基本とする。
  - ・部分を対象とした評価の場合は、評価対象部分の延べ面積により料金を算定する。ただし、上記適用が著しく不合理であるとTBTCが認めた場合は別途判断する。
- ※3 一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。
  - ・III種が含まれる時はIII種
  - ・III種がなくI種が含まれるときはI種ただし、上記適用が著しく不合理であるとTBTCが認めた場合は別途判断する。
- ※4 計画変更の料金は当初適用された料金の10分の6の額とする。
- ※5 改修前後の評価を行う場合は、上表の各料金に当該料金の10分の5の額を加算した料金とする。
- ※6 建築物エネルギー消費性能適合性判定、低炭素建築物新築等計画の技術的審査、性能向上計画認定に係る技術的審査、基準適合認定に係る技術的審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は、上表の料金によらず、一律10,000円(税抜金額)とする。この時、外皮性能の審査を追加して行う場合は上表の料金の10分の1の額を加算する。また、その他TBTCが合理的に審査できると判断した場合は、減額できるものとする。

別表3 住宅に係る評価料金

(税抜金額、単位:円)

		審査条件	料金
一戸建ての住宅	単独審査		30,000
	併願審査	設計住宅性能評価	10,000
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
		性能向上計画認定技術的審査	
		基準適合認定技術的審査	
審査条件		料金	
共同住宅	単独審査(住戸のみの場合)		基本料金+戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000
	単独審査(建築物全体の場合)		基本料金+戸あたり料金×総住戸数×共用部料金 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000 ・共用部料金 100,000
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の2分の1の額とする
長期優良住宅認定技術的審査			
低炭素認定技術的審査			
性能向上計画認定技術的審査			
基準適合認定技術的審査			

※1 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。

※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。

※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。

※4 併願審査料金の適用は同一の計算内容等で合理的に審査できる場合に限ることとする。

※5 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の10分の5の額とする。

※6 改修前後の評価を行う場合は、上表の料金に同表の10分の5の額を加算した料金とする。

※7 一戸建ての住宅について、あらかじめTBTCが指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出した場合は、上表の料金を減額できることとする。

別表4 用途の分類

確認申請上の用途区分コードにより以下の分類とする。

種別	用途区分コード	BELS評価の対象となる建築物の確認申請上の用途
I 種	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これらに類するもの
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)
	08450	飲食店(次項に掲げるものを除く。)
	08452	食堂又は喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床の面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業上の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	
08470	事務所	
08570	料理店	
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	
II 種	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋
	08320	建築基準法令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場(自動車修理工場を除く。)
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08410	自動車教習所
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

Ⅲ種	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの
	08190	助産所
	08210	児童福祉施設等(前2項に掲げるものを除く。)
	08230	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)
	08240	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)
	08250	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
08590	ダンスホール	
08600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
対象外	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舎
	08050	下宿
要相談	08990	その他